

ジュニア会員保険（golfer保険）のご案内(平成 25 年 10 月 1 日改定版)

当協会ではジュニア会員の皆様を対象に、思わぬ事故に備えgolfer保険に加入しておりますので以下にご案内いたします。

1. 加入保険

golfer保険包括契約（ゴルフ特約等セット賠償責任保険）

2. 補償内容

(1) 第三者に対する賠償責任の補償

以下①または②において発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合の、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額が対象となります。なお、賠償金額の決定には事前に保険会社の承認を必要とします。

① ゴルフの練習、競技または指導中

② ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる行為（更衣、休憩、食事、入浴等）

※ 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず相手の方に支払われた賠償金等は保険金の支払対象にはなりません。

※ 支払われる保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(2) golfer自身のケガの補償

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技、指導（これらに付随してゴルフ場で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によりジュニア会員自身がケガをされた場合に対象になります。

※1. ゴルフ用品の損害やホールインワンアルバトロス費用等は本保険の対象になっておりません。

※2 補償内容の詳細については別添の資料をご確認ください。

3. 保険金額

| 補償内容 | | 保険金額 |
|-------------|------|------------------------|
| 第三者に対する賠償責任 | | 1事故あたり 2億円限度（自己負担額なし） |
| golfer自身の傷害 | 死亡 | 500万円 |
| | 後遺障害 | 後遺障害の程度に応じて15万円から500万円 |
| | 入院 | 1日につき7,500円（180日限度） |
| | 通院 | 1日につき5,000円（90日限度） |

4. 保険加入期間

会員有効期間と同じ期間（1年間）とします。ただし、中途脱会の場合は、脱会日をもって会員資格を失いこの保険の対象外となりますのでご注意ください。

5. 事故がおきた場合

事故が発生した場合は、ただちに以下の取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※ ご通知いただく内容は以下のとおりです。

（ジュニア会員番号／事故発生日時・場所／事故の原因・状況／賠償の場合は請求内容と相手方の住所・氏名等）

※ 法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ずご相談のうえ交渉をおすすめください。事前に承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部が支払われないことがあります。

※ この保険には示談交渉サービスはありません。

6. ジュニア会員期間中に、改姓・改名等・変更が生じた場合は、遅滞なく変更手続きを行ってください。

7. 事故のご連絡やこの保険の内容に関するお問い合わせ（保険代理店）

〒105-0022 東京都中央区日本橋室町1-6-3 山本ビル本館7F

協和 株式会社

電話：03-3273-7561 / F A X 03-3273-7565

補償の内容【保険金をお支払する主な場合とお支払できない主な場合】

ゴルフ保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害を補償する保険です。
(注1)ゴルフ保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合 | | | | | | | | |
|--------------|--|--|---|--------------|---|------------|---|------------|---|--|
| 賠償責任 (注) | <p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者またはその他の法定の監督義務者についても被保険者の対象となります。</p> | <p>①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ⑥自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)*の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任など</p> <p>(※)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。</p> | | | | | | | | |
| 身体傷害 | <p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 (注)平成25年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。</p> <table border="1"> <tr> <td>①死亡 保険金</td> <td> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p> </td> </tr> <tr> <td>②後遺障害 保険金</td> <td> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p> </td> </tr> <tr> <td>③入院 保険金</td> <td> <p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p> </td> </tr> <tr> <td>④通院 保険金</td> <td> <p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p> </td> </tr> </table> | ①死亡 保険金 | <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p> | ②後遺障害 保険金 | <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p> | ③入院 保険金 | <p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p> | ④通院 保険金 | <p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p> | <p>①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないものなど</p> <p>(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |
| ①死亡 保険金 | <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p> | | | | | | | | | |
| ②後遺障害 保険金 | <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p> | | | | | | | | | |
| ③入院 保険金 | <p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p> | | | | | | | | | |
| ④通院 保険金 | <p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p> | | | | | | | | | |

用語のご説明

| 用語 | 用語の定義 |
|------------|--|
| ゴルフ場 | <p>ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。</p> |
| ゴルフ場敷地内 | <p>ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。</p> |
| 傷害 (ケガ) | <p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p> |